

独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助に係る補助率
---------------------------

整備年度 施設種別	平成11年度以前	平成12年度	平成13年度	平成14～30年度	令和元年度以降
保護施設	3 / 4	2 / 4	2 / 4	2 / 4	0
社会事業授産施設	3 / 4	2 / 4	2 / 4	2 / 4	0
老人福祉施設 (養護老人ホームを除く)	3 / 4	0	0	0	0
養護老人ホーム	3 / 4	2 / 4	1 / 4	0	0
身体障害者更生援護施設	3 / 4	2 / 4	1 / 4	0	0
知的障害者援護施設	3 / 4	2 / 4	1 / 4	0	0
児童福祉施設	3 / 4	2 / 4	2 / 4	2 / 4	0
精神障害者社会復帰施設	3 / 4	3 / 4	3 / 4	3 / 4	0

(注) 1 この表において、施設種別欄に定める施設は、以下の施設をいう。

- (1) 「保護施設」とは、生活保護法第38条に基づく保護施設をいう。
- (2) 「社会事業授産施設」とは、社会福祉法（平成12年法律第111号）第2条第2項第7号に基づく授産施設（1による授産施設を除く）をいう。
- (3) 「老人福祉施設」とは、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に基づく老人福祉施設、同法第5条の2第5項に基づく住居としての認知症高齢者グループホーム、平成6年9月14日老計第120号厚生省老人保健福祉局長通知「在宅複合型施設の整備について」に基づく在宅複合型施設をいう。
- (4) 「身体障害者更生援護施設」とは、障害者自立支援法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた身体障害者更生援護施設、昭和37年2月27日社発第109号厚生省社会局長通知「盲人ホームの運営について」に基づく盲人ホーム及び平成8年5月10日社援更第133号厚生省社会・援護局長通知「市町村障害者生活支援事業の実施について」に基づく市町村障害者生活支援センターをいう。
- (5) 「知的障害者援護施設」とは、障害者自立支援法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた知的障害者援護施設、昭和60年5月21日厚生省発児第104号厚生事務次官通知「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」に基づく知的障害者福祉工場をいう。
- (6) 「児童福祉施設」とは、児童福祉法第7条に基づく児童福祉施設、平成15年11月10日障発第1110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「重症心身障害児（者）通園事業の実施について」に基づく重症心身障害児（者）通園事業施設をいう。
- (7) 「精神障害者社会復帰施設」とは、障害者自立支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた精神障害者社会復帰施設をいう。

2 複数年整備の場合、整備年度とは整備初年度のことをいう。